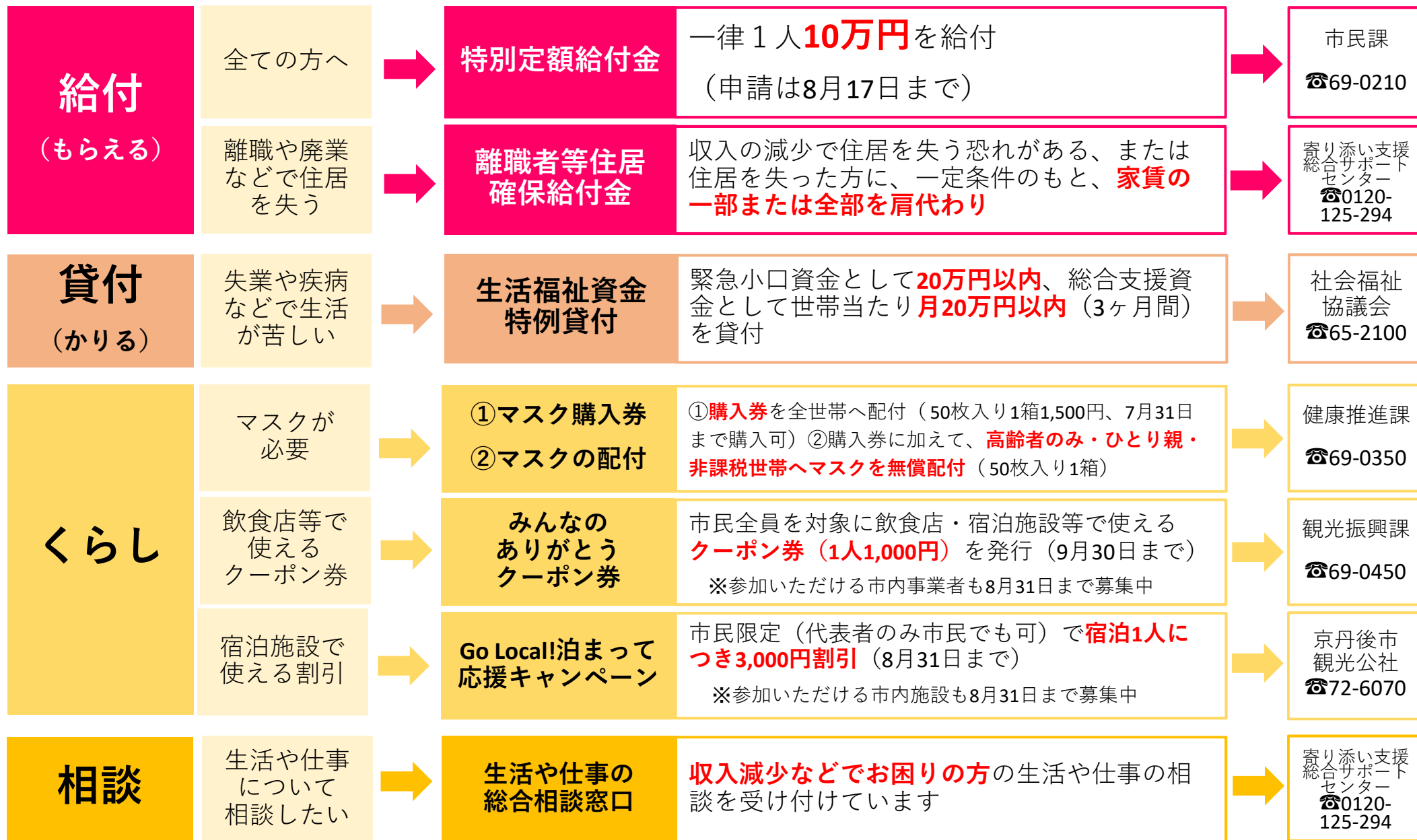


京丹後市 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆さまに、京丹後市の主な支援策をご紹介します。
ここに記載しているもの以外の支援策については『支援策パンフレット』（HP掲載または市民局設置）をご覧ください。



事業者向け

京丹後市 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

給付 (もらえる)

業績が悪化

持続化給付金

売上が前年同月比50%以上減少した事業者に給付
(申請は令和3年1月15日まで)

法人：上限200万円／個人：上限100万円

事業継続支援特別給付金

売上が前年同月比30%以上50%未満減少した事業者に給付
(申請は令和3年1月15日まで、国の持続化給付金と併用不可)

中小企業・農林水産業法人：上限20万円
小規模事業者・農林水産業者：上限10万円

家賃支援給付金

令和2年5月～12月のうち1ヵ月間の売上が前年同月比50%以上減少、又は連続する3ヵ月間の売上が前年同月比30%以上減少した事業者に、事業用の店舗・テナント・土地の**賃借料の2/3 (上限500,000円/月) を最大6か月分**補助 (複数の事業所経営者には割増あり)

緊急対策家賃支援補助金

売上が前年同月比30%以上50%未満減少した中小事業者・小規模事業者、事業用の店舗・テナントの**家賃の1/3 (上限24,000円/月) を最大6か月間 (令和2年5月～12月)** 補助 (国の家賃支援給付金と併用不可)

休業要請対象事業者支援給付金

休業要請に協力 (遅くとも4/25～5/6を連続休止) し、市内所在の施設を申請して府の休業支援給付金を受けた事業主に給付 (府に申請した施設以外に休業等を行った市内施設を有する事業者には、施設数に応じて同額上乘せ)

中小企業・団体：20万円／個人事業主：10万円

休業要請協力事業者固定資産税免除補助金

上記の対象事業者に、事業用資産の**令和2年度固定資産税第1期分相当額**の補助金を支給

休業要請に協力した

従業員に休んでもらった

雇用調整助成金 (国・市制度)

労働者を一時的に休業させ雇用維持を図った場合、休業手当や賃金を一部助成
助成額上限：15,000円／助成率上限：10/10 (解雇等を行っていない中小企業)
※市の上乗せ助成あり (国の助成金と合わせて18,750円が上限)

新型コロナウイルスに対する新しい取り組みを行った

新型コロナウイルス対策内需拡大等促進事業補助金

市内農林水産業者等、中小企業者、個人事業主 (団体を含む) の取組に補助金 (**上限100万円**) を支給。①新型コロナ対策 / ②新商品・サービス・販路開拓 / ③市内外への需要拡大 / ④生産・販売・提供までの新供給体制の構築

貸付 (かりる)

持続化給付金等がまだ支給されない

事業継続支援資金貸付制度

国の持続化給付金、雇用調整助成金のいずれかを申請している事業者**に給付金等が支給されるまでの間のつなぎ資金**を貸付
(給付金等の申請額の範囲内で上限100万円を貸し付け、給付金等が支給された日から原則30日以内に一括返済)

相談

持続化給付金のオンライン申請や雇用調整助成金について

オンライン相談センター

社会保険労務士への雇用調整助成金に関する相談 (毎週火、金曜日)、持続化給付金のオンライン申請支援 (毎週月～金曜日)。要予約 (祝日は除く)
【場所】①網野会場 (網野町網野367 丹後地域地場産業センター)、②峰山会場 (峰山町杉谷836-1 京丹後市商工会)、③自己の事務所

商工振興課

☎69-0440

商工振興課
☎69-0440
農業振興課
☎69-0410
海業水産課
☎69-0460

商工振興課

☎69-0440

商工振興課

☎69-0440

商工振興課

☎69-0440

商工振興課

☎69-0440

ハローワーク峰山

☎62-8609

商工振興課
☎69-0440

商工振興課
☎69-0440
農業振興課
☎69-0410
海業水産課
☎69-0460

商工振興課

☎69-0440

商工振興課

☎69-0440